

○ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号） 抄  
 （第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 社会福祉士（第四条―第三十八条）</p> <p>第三章 介護福祉士（第三十九条―第四十四条）</p> <p>第四章 社会福祉士及び介護福祉士の義務等（第四十四条の二―第四十九條）</p> <p>第五章 罰則（第五十条―第五十六條）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「介護福祉士」とは、第四十二条第一項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（<u>喀痰吸引</u>）その他の者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「<u>喀痰吸引等</u>」という。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「<u>介護等</u>」という。）を業とする者をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 社会福祉士（第四条―第三十八条）</p> <p>第三章 介護福祉士（第三十九条―第四十四条）</p> <p>第四章 社会福祉士及び介護福祉士の義務等（第四十四条の二―第四十九條）</p> <p>第五章 罰則（第五十条―第五十四條）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「介護福祉士」とは、第四十二条第一項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「<u>介護等</u>」という。）を業とする者をいう。</p>

(欠格事由)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

三 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

四 (略)

(連携)

第四十七条 (略)

2 介護福祉士は、その業務を行うに当たつては、その担当する者に、認知症（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五条の二に規定する認知症をいう。）であること等の心身の状況その他の状況に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

(保健師助産師看護師法との関係)

第四十八条の二 介護福祉士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として喀痰吸引等を行うことを業とすることができる

(欠格事由)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

三 この法律の規定その他社会福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

四 (略)

(連携)

第四十七条 (略)

2 介護福祉士は、その業務を行うに当たつては、その担当する者に、認知症（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第十六項に規定する認知症をいう。）であること等の心身の状況その他の状況に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

(新設)

2 前項の規定は、第四十二条第二項において準用する第三十二条第二項の規定により介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

(新設)

(喀痰吸引等業務の登録)

第四十八条の三 自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等(介護福祉士が行うものに限る。)の業務(以下「喀痰吸引等業務」という。)

(新設)

を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録(以下この章において「登録」という。)を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(新設)

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 喀痰吸引等業務開始の予定年月日
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

(欠格条項)

第四十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

(新設)

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年

を経過しない者

三 第四十八条の七の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第四十八条の五 都道府県知事は、第四十八条の三第二項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならぬ。

一 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合していること。

二 喀痰吸引等の実施に関する記録が整備されていることその他喀痰吸引等を安全かつ適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置が講じられていること。

三 医師、看護師その他の医療関係者による喀痰吸引等の実施のための体制が充実しているため介護福祉士が喀痰吸引等を行う必要性が乏しいものとして厚生労働省令で定める場合に該当しないこと。

2 登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第四十八条の三第二項各号に掲げる事項

(変更等の届出)

第四十八条の六 登録を受けた者(以下「登録喀痰吸引等事業者」という。)は、第四十八条の三第二項第一号から第三号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、同項第四号に掲げる事項に変

(新設)

(新設)

(新設)

更があつたときは遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 登録喀痰吸引等事業者は、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

3 前項の規定による届出があつたときは、当該登録喀痰吸引等事業者の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し等)

第四十八条の七 都道府県知事は、登録喀痰吸引等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずることができる。

一 第四十八条の四各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第四十八条の五第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。

三 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

(公示)

第四十八条の八 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第四十八条の六第一項の規定による届出(氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。)が

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

あつたとき。

三 第四十八条の六第二項の規定による届出があつたとき。

四 前条の規定により登録を取り消し、又は喀痰吸引等業務の停止を命じたとき。

(準用)

第四十八条の九 第十九条及び第二十条の規定は、登録喀痰吸引等事業者について準用する。この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第四十八条の十 第四十八条の三から前条までに規定するもののほか、喀痰吸引等業務の登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(権限の委任)

第四十八条の十一 (略)

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第四十八条の三第一項の規定に違反して、同項の登録を受けないで、喀痰吸引等業務を行った者

五 第四十八条の七の規定による喀痰吸引等業務の停止の命令に違反した者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をし

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(権限の委任)

第四十八条の二 (略)

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

た者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十八条の九において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第四十八条の九において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十三条第四号若しくは第五号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附則

(認定特定行為業務従事者に係る特例)

第三条 介護の業務に従事する者(介護福祉士を除く。次条第二項において同じ。)のうち、同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者(以下「認定特定行為業務従事者」という。)は、当分の間、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為(喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて厚生労働省令で定める行為をいう。以下同じ。)を行うことを業とすることができる。ただし、次条第四項の規定により特定行為の業務の停止を命ぜられている者については、この限りでない。

2 認定特定行為業務従事者は、特定行為の業務を行うに当たっては、医師、看護師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が交付する。

(新設)

2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又はその登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が行う研修（以下「喀痰吸引等研修」という。）の課程を修了したと都道府県知事が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。

(新設)

3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないことができる。

(新設)

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第四十二条第二項において準用する第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

五 次項の規定により認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者

4 都道府県知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに

(新設)

該当する場合には、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。この場

合において、当該処分の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

一 前項各号（第五号を除く。）のいずれかに該当するに至つた場合  
二 前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があつた場合

三 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合

5 前各項に定めるもののほか、認定特定行為業務従事者認定証の交付、再交付及び返納、第二項の都道府県知事の認定その他認定特定行為業務従事者に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託）

第五条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に関する事務（認定特定行為業務従事者認定証の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。次項において「認定証交付事務」という。）の全部又は一部を登録研修機関に委託することができる。

2 前項の規定により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員（法人でない登録研修機関にあつては、前条第二項の登録（次条から附則第九条まで並びに附則第十六条、第十七条及び第十九条において「登録」という。）を受けた者）若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る認定証交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（登録の申請）

第六条 登録は、厚生労働省令で定めるところにより、事業所ごとに、喀痰吸引等研修を行うおとする者の申請により行う。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

(欠格条項)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 附則第十六条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第八条 都道府県知事は、附則第六条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

- 一 喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について喀痰吸引等研修の業務を実施するものであること。
- 二 前号の喀痰吸引等に関する実務に関する科目にあつては、医師、看護師その他の厚生労働省令で定める者が講師として喀痰吸引等研修の業務に従事するものであること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合

(新設)

(新設)

するものであること。

2| 登録は、研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一| 登録年月日及び登録番号
- 二| 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三| 事業所の名称及び所在地
- 四| 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日
- 五| その他厚生労働省令で定める事項

(登録の更新)

第九条 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2| 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(喀痰吸引等研修の実施に係る義務)

第十条 登録研修機関は、公正に、かつ、附則第八条第一項各号の規定及び厚生労働省令で定める基準に適合する方法により喀痰吸引等研修を行わなければならない。

(変更の届出)

第十一条 登録研修機関は、附則第八条第二項各号(第一号を除く。)に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(業務規程)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第十二条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、喀痰吸引等研修の業務の開始前に、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（新設）

2 業務規程には、喀痰吸引等研修の実施方法、喀痰吸引等研修に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

（新設）

（業務の休廃止）

第十三条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（新設）

（適合命令）

第十四条 都道府県知事は、登録研修機関が附則第八条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（新設）

（改善命令）

第十五条 都道府県知事は、登録研修機関が附則第十条の規定に違反しているとき認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（新設）

(登録の取消し等)

第十六条 都道府県知事は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 附則第七条各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 附則第十一条から第十三条までの規定に違反したとき。
- 三 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 四 附則第十八条において準用する第十七条の規定に違反したとき。
- 五 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

(公示)

第十七条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき。
- 二 附則第十一条の規定による届出(氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。)があつたとき。
- 三 附則第十三条の規定による届出があつたとき。
- 四 前条の規定により登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(準用)

第十八条 第十七条、第十九条及び第二十条の規定は、登録研修機関について準用する。この場合において、第十七条中「試験事務」とある

(新設)

(新設)

(新設)

のは「喀痰吸引等研修の業務」と、第十九条及び第二十条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第十九条 附則第六条から前条までに規定するもののほか、登録研修機関の登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(特定行為業務の登録)

第二十条 自らの事業又はその一環として、特定行為（認定特定行為業務従事者が行うものに限る。）の業務（以下「特定行為業務」という。）を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 第十九条及び第二十条の規定は前項の登録を受けた者について、第

四十八条の三第二項、第四十八条の四から第四十八条の八まで及び第四十八条の十の規定は前項の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、第十九条中「指定試験機関」とあるのは「附則第二十条第一項の登録を受けた者（以下「登録特定行為事業者」という。）」と、第二十条第一項中「指定試験機関」とあるのは「登録特定行為事業者」と、第四十八条の四第三号中「第四十八条の七」とあるのは「第四十八条の七（附則第二十条第二項において準用する場合を含む。）」と、第四十八条の五第一項第二号中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、同項第三号中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、「介護福祉士」とあるのは「認定特定行為業務従事者」と、第四十八条の六第一項中「登録

(新設)

(新設)

(新設)

を受けた者（以下「登録喀痰吸引等事業者」という。）とあるのは「登録特定行為事業者」と、同条第二項及び第三項並びに第四十八条の七中「登録喀痰吸引等事業者」とあるのは「登録特定行為事業者」と読み替えるものとする。

（罰則）

第二十一条 附則第五条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（新設）

第二十二条 附則第十六条の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録研修機関（その者が法人である場合にあっては、その役員又は職員）は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（新設）

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

（新設）

- 一 附則第二十条第一項の規定に違反して、同項の登録を受けず、特定行為業務を行った者
- 二 附則第二十条第二項において準用する第四十八条の七の規定による特定行為業務の停止の命令に違反した者

（新設）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録研修機関（その者が法人である場合にあっては、その役員又は職員）は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 附則第十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 附則第十八条において準用する第十七条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 附則第十八条において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 附則第十八条において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二十条第二項において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 附則第二十条第二項において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第二十三条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第二十七条 正当な理由なく、附則第四条第四項の規定による命令に違反して認定特定行為業務従事者認定証を返納しなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

(新設)

(新設)

(新設)

(第四十八条の四第三号の規定の適用関係)

第二十八条 第四十八条の四第三号の規定の適用については、当分の間、同号中「第四十八条の七」とあるのは、「第四十八条の七(附則第二十条第二項において準用する場合を含む。)」とする。

(新設)

○ 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十五号）抄  
 （第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三条 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。                      （略）</p> <p>第四十四条中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号」に、「第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。</p> <p>附則第二十八条の見出しを「（第三条第四号の規定等の適用関係）」に改め、同条中「附則第二十条第二項」を「附則第二十七条第二項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。</p> <p>第三条第四号の規定の適用については、当分の間、同号中「第四十二条第二項」とあるのは、「第四十二条第二項及び附則第四条第三項」とする。</p> <p>附則第二十八条を附則第三十七条とする。</p> <p>附則第二十七条中「附則第四条第四項」を「附則第十一条第四項」に改め、同条を附則第三十六条とする。</p> <p>附則第二十六条中「附則第二十三条」を「附則第三十一条第三号若しくは第四号」に改め、同条を附則第三十五条とする。</p> <p>附則第二十五条中「附則第二十条第二項」を「附則第二十七条第二項」に改め、同条を附則第三十四条とする。</p>	<p>第三条 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。                      （略）</p> <p>第四十四条中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号」に、「第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。</p>

附則第二十四条第一号中「附則第十三条」を「附則第二十条」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「附則第十八条」を「附則第二十五条」に改め、同条を附則第三十三条とする。

附則第二十三条第二号中「附則第二十条第二項」を「附則第二十七条第二項」に改め、同条を同条第四号とし、同条第一号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改め、同条を同条第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 附則第四条第三項において準用する第三十二条第二項の規定により准介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、准介護福祉士の名称を使用したもの

二 附則第七条の規定に違反した者

附則第二十三条を附則第三十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 附則第五条第三項において準用する第十七条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 附則第五条第三項において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 附則第五条第三項において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 附則第五条第三項において準用する第二十一条の許可を受けな  
いで登録事務の全部を廃止したとき。

附則第二十二條中「附則第十六條」を「附則第二十三條」に改め、同條を附則第三十條とする。

附則第二十一條の前の見出し及び同條を削る。

附則第二十條第二項中「附則第二十條第一項」を「附則第二十七條第一項」に、「附則第二十條第二項」を「附則第二十七條第二項」に改め、同條を附則第二十七條とし、同條の次に次の見出し及び二條を加える。

(罰則)

第二十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第五條第三項において準用する第十六條第一項の規定に違反した者

二 附則第八條において準用する第四十六條の規定に違反した者

三 附則第十二條第二項の規定に違反した者

2 前項第二号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十九條 附則第五條第三項において準用する第二十二條第二項の規定による登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

附則第十九條中「附則第六條」を「附則第十三條」に改め、同條を附則第二十六條とする。

附則第十八條を附則第二十五條とする。

附則第十七條第二号中「附則第十一條」を「附則第十八條」に改め

、同條第三号中「附則第十三條」を「附則第二十條」に改め、同條を附則第二十四條とする。

附則第十六条第一号中「附則第七条各号」を「附則第十四条各号」に改め、同条第二号中「附則第十一条から第十三条まで」を「附則第十八条から第二十条まで」に改め、同条第四号中「附則第十八条」を「附則第二十五条」に改め、同条を附則第二十三条とする。

附則第十五条中「附則第十条」を「附則第十七条」に改め、同条を附則第二十二条とする。

附則第十四条中「附則第八条第一項各号」を「附則第十五条第一項各号」に改め、同条を附則第二十一条とする。

附則第十三条を附則第二十条とし、附則第十二条を附則第十九条とする。

附則第十一条中「附則第八条第二項各号」を「附則第十五条第二項各号」に改め、同条を附則第十八条とする。

附則第十条中「附則第八条第一項各号」を「附則第十五条第一項各号」に改め、同条を附則第十七条とする。

附則第九条を附則第十六条とする。

附則第八条第一項中「附則第六条」を「附則第十三条」に改め、同条を附則第十五条とする。

附則第七条第三号中「附則第十六条」を「附則第二十三条」に改め、同条を附則第十四条とする。

附則第六条を附則第十三条とする。

附則第五条第二項中「附則第九条まで並びに附則第十六条、第十七条及び第十九条」を「附則第十六条まで並びに附則第二十三条、第二十四条及び第二十六条」に改め、同条を附則第十二条とする。

附則第四条を附則第十一条とし、附則第三条を附則第十条とする。

附則第二条を附則第九条とし、附則第一条の次に次の七条を加える。

附則第二条を附則第十五条とし、附則第一条の次に次の十三条を加える。

(准介護福祉士)

第二条 第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する者であつて、介護福祉士でないものは、当分の間、准介護福祉士（附則第四条第一項の登録を受け、准介護福祉士の名称を用いて、介護福祉士の技術的援助及び助言を受けて、専門的知識及び技術をもつて、介護等（喀痰吸引等を除く。）を業とする者をいう。以下同じ。）となる資格を有する。

(欠格事由)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、准介護福祉士となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 この法律の規定その他社会福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 四 第四十二条第二項において準用する第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 五 次条第三項において準用する第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により准介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

(登録)

第四条 准介護福祉士となる資格を有する者が准介護福祉士となるには、准介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で

(准介護福祉士)

第二条 第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する者であつて、介護福祉士でないものは、当分の間、准介護福祉士（附則第四条第一項の登録を受け、准介護福祉士の名称を用いて、介護福祉士の技術的援助及び助言を受けて、専門的知識及び技術をもつて、介護等を業とする者をいう。以下同じ。）となる資格を有する。

(欠格事由)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、准介護福祉士となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 この法律の規定その他社会福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 四 第四十二条第二項において準用する第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 五 次条第三項において準用する第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により准介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

(登録)

第四条 准介護福祉士となる資格を有する者が准介護福祉士となるには、准介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で

定める事項の登録を受けなければならない。

2 准介護福祉士が第四十二条第一項の規定による介護福祉士の登録を受けたときは、准介護福祉士の登録は、その効力を失う。

3 第二十九条から第三十四条までの規定は、准介護福祉士の登録について準用する。この場合において、第二十九条中「社会福祉士登録簿」とあるのは「准介護福祉士登録簿」と、第三十条中「第二十八条」とあるのは「附則第四条第一項」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「准介護福祉士登録証」と、第三十一条及び第三十二条第一項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、同項第一号中「第三条各号（第四号を除く。）」とあるのは「附則第三条各号（第四号及び第五号を除く。）」と、同条第二項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、「第四十五条及び第四十六条」とあるのは「附則第八条において準用する第四十五条及び第四十六条」と読み替えるものとする。

（指定登録機関の指定等）

第五条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に准介護福祉士の登録の実施に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 第十条第三項及び第四項、第十一条から第十三条まで、第十六条から第二十三条まで、第二十五条から第二十七条まで並びに第三十六條の規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十条第三項中「前項

定める事項の登録を受けなければならない。

2 准介護福祉士が第四十二条第一項の規定による介護福祉士の登録を受けたときは、准介護福祉士の登録は、その効力を失う。

3 第二十九条から第三十四条までの規定は、准介護福祉士の登録について準用する。この場合において、第二十九条中「社会福祉士登録簿」とあるのは「准介護福祉士登録簿」と、第三十条中「第二十八条」とあるのは「附則第四条第一項」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「准介護福祉士登録証」と、第三十一条及び第三十二条第一項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、同項第一号中「第三条各号（第四号を除く。）」とあるのは「附則第三条各号（第四号及び第五号を除く。）」と、同条第二項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、「第四十五条及び第四十六条」とあるのは「附則第八条において準用する第四十五条及び第四十六条」と読み替えるものとする。

（指定登録機関の指定等）

第五条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に准介護福祉士の登録の実施に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 第十条第三項及び第四項、第十一条から第十三条まで、第十六条から第二十三条まで、第二十五条から第二十七条まで並びに第三十六條の規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十条第三項中「前項

「とあり、及び同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「附則第五条第二項」と、同項第二号中「その行う」とあるのは「その行う職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第一項に規定する職業紹介の事業（その取り扱う職種が介護等を含むものに限る。）その他の」と、第十六条第一項中「職員（試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第二十二條第二項第二号中「第十一条第二項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十一条第二項」と、同項第三号中「、第十四条第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三條第一項及び第二十七條第一号中「第十条第一項」とあるのは「附則第五条第一項」と、第三十六條第二項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と読み替えるものとす

（厚生労働省令への委任）

第六条 前二条に規定するもののほか、准介護福祉士の登録、指定登録機関その他前二条の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（名称の使用制限）

第七条 准介護福祉士でない者は、准介護福祉士という名称を使用してはならない。

（準用）

第八条 第四十四条の二から第四十六条まで、第四十七条第二項及び第四十七条の二の規定は、准介護福祉士について準用する。この場合において、第四十四条の二中「社会福祉士及び介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十五条及び第四十六条中「社会福祉士又は介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十七条

「とあり、及び同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「附則第五条第二項」と、同項第二号中「その行う」とあるのは「その行う職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第一項に規定する職業紹介の事業（その取り扱う職種が介護等を含むものに限る。）その他の」と、第十六条第一項中「職員（試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第二十二條第二項第二号中「第十一条第二項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十一条第二項」と、同項第三号中「、第十四条第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三條第一項及び第二十七條第一号中「第十条第一項」とあるのは「附則第五条第一項」と、第三十六條第二項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と読み替えるものとす

（厚生労働省令への委任）

第六条 前二条に規定するもののほか、准介護福祉士の登録、指定登録機関その他前二条の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（名称の使用制限）

第七条 准介護福祉士でない者は、准介護福祉士という名称を使用してはならない。

（準用）

第八条 第四十四条の二から第四十六条まで、第四十七条第二項及び第四十七条の二の規定は、准介護福祉士について準用する。この場合において、第四十四条の二中「社会福祉士及び介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十五条及び第四十六条中「社会福祉士又は介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十七条

第二項中「介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十七  
条の二中「社会福祉士又は介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士  
」と、「適応するため」とあるのは「適応し、並びに介護福祉士と  
なるため」と、「相談援助又は介護等」とあるのは「介護等」と読  
み替えるものとする。

第二項中「介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十七  
条の二中「社会福祉士又は介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士  
」と、「適応するため」とあるのは「適応し、並びに介護福祉士と  
なるため」と、「相談援助又は介護等」とあるのは「介護等」と読  
み替えるものとする。

(罰則)

第九条 前条において準用する第四十六条の規定に違反した者は、一  
年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第十条 附則第五条第三項において準用する第十六条第一項の規定に  
違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十一条 附則第五条第三項において準用する第二十二条第二項の規  
定による登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為を  
した指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円  
以下の罰金に処する。

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金  
に処する。

- 一 附則第四条第三項において準用する第三十二条第二項の規定に  
より准介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停  
止を命ぜられた期間中に、准介護福祉士の名称を使用したもの
- 二 附則第七条の規定に違反した者

第十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をし  
た指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 附則第五条第三項において準用する第十七条の規定に違反して  
帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし  
、又は帳簿を保存しなかつたとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 三 (略)

二 附則第五条第三項において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 附則第五条第三項において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 附則第五条第三項において準用する第二十一条の許可を受けないで登録事務の全部を廃止したとき。

(第三条第四号の規定の適用関係)

第十四条 第三条第四号の規定の適用については、当分の間、同号中「第四十二条第二項」とあるのは、「第四十二条第二項及び附則第四条第三項」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 三 (略)

○ 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）抄  
 （第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 基本方針等（第三条―第六条） 第三章 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務（第七条） 第四章 地方公共団体の講ずる措置等（第八条―第十条） 附則 （削る）	目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 基本方針等（第三条―第六条） 第三章 指定法人（第七条―第十九条） 第四章 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務（第二十条・第二十一条） 第五章 地方公共団体の講ずる措置等（第二十二条―第二十四条） 第六章 雑則（第二十五条―第二十七条） 附則 第三章 指定法人 （指定等） 第七条 厚生労働大臣は、社会福祉の増進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を

受けた者（以下「指定法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

#### （業務）

第八条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 次条第一項に規定する業務を行うこと。

二 福祉用具に係る情報であつて老人及び心身障害者の福祉の増進に關するものの収集並びに次条第一項に規定する業務の対象となる者に対する当該情報の提供その他の援助を行うこと。

三 第五条第三項に規定する施設等における福祉用具の利用が老人及び心身障害者の心身の状況又はこれらの者の介護を行う者の負担に及ぼす効果に關する評価を行うこと。

四 都道府県の第二十三条に規定する措置の実施に關し、第二号の規定により収集した情報の提供その他の協力をを行うこと。

五 前各号の業務に附帶する業務を行うこと。

#### （指定法人による助成業務の実施）

第九条 独立行政法人福祉医療機構は、第七条第一項の規定による指定がされたときは、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第七号の規定による助成の業務のうち、福祉用具の研究開発及び普及に係るもの（以下「助成業務」という。）

の全部又は一部を指定法人に行わせるものとする。

2 前項の規定により指定法人が行う助成業務に係る助成に関する基準は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(業務規程の認可)

第十条 指定法人は、助成業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生労働大臣は、前項の認可をした業務規程が助成業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

(事業計画等)

第十一条 指定法人は、毎事業年度、厚生労働省令の定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、厚生労働省令の定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)

第十二条 指定法人は、助成業務を行う場合には、助成業務に係る経理

とその他の經理とを区分して整理しなければならない。

### 第十三条 削除

(厚生労働省令への委任)

第十四条 この章に定めるもののほか、指定法人が助成業務を行う場合における指定法人の財務及び会計に関し、必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(解任命令)

第十五条 厚生労働大臣は、指定法人の役員が、この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき、第十条第一項の認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第八条に規定する業務に関し著しく不適當な行為をしたときは、指定法人に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の公務員たる地位)

第十六条 助成業務に従事する指定法人の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び検査)

第十七条 厚生労働大臣は、第八条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件

を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第十八条 厚生労働大臣は、この章の規定を施行するため必要な限度において、指定法人に対して、第八条に規定する業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十九条 厚生労働大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第七条第一項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて第八条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 指定に関し不正な行為があつたとき。

二 この章の規定又は当該規定による命令若しくは処分違反したとき。

三 第十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで助成業務を行ったときその他第八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は第八条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第三章 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務

第七条 (略)

(削る)

第四章 地方公共団体の講ずる措置等

第八条～第十条 (略)

(削る)

第四章 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務

第二十条 (略)

第二十一条 削除

第五章 地方公共団体の講ずる措置等

第二十二条～第二十四条 (略)

第六章 雑則

(指定法人及び機構の業務における配慮)

第二十五条 指定法人及び機構は、第八条及び第二十条に規定する業務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

(罰則)

第二十六条 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰

するほか、その法人に対しても、同条の刑を科する。